

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第9回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)12月24日(金) 15時30分開会
場所	鎌倉市役所本庁舎 4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	7番和田委員、10番飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。7番和田委員、10番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、3番石澤委員、4番市川委員にお願いいたします。 次回の現況証明委員については、5番小泉委員、6番柏木委員にお願いいたします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、11月11日から12月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1ページ及び2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和元年7月28日に相続により届出者が所有権を取得し、令和3年12月17日に専決処分いたしました。 以上、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、11月11日から12月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3ページ及び4ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年12月25日に専用住宅へ転用のため、令和3年12月17日に専決処分いたしました。 以上、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。これは報告第27号の土地を転用したのだと思いますが、相続で取得したのは令和元年7月28日で、転用が今回の日付と、2年以上も間あいていますけれども、どうなっているのでしょうか。
事務局(飯田係長)	議長。相続自体は令和元年に行われたものですが、第3条の相続届け出がなされていなかったもので、今回第4条の届け出と同時に届け出がなされましたので、処理いたしました。
3番(石澤委員)	議長。3番。届け出がかなり遅くなったということですね。
事務局(飯田係長)	はい、そうです。
3番(石澤委員)	議長。3番。この権利を取得してから、第3条の届け出までの期限というものはあるのですか。
事務局(名塚職員)	議長。農地法上では「遅滞なく」となっているので、本来は速やかに提出していただくものであり、提出が遅れた場合は罰則規定があります。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定

	による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、11月11日から12月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料5ページ及び6ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 5ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年11月26日に専決処分いたしました。 以上、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第30号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、報告第30号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 はじめに、買受適格証明について、ご説明します。 国税局の滞納処分により、農地が公売に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。 この証明における農業委員会における手続きの流れは、本日お配りしております、報告第30号参考資料のフロー図に照らしご説明します。 今回の報告内容については、市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいいただきたいのですが、農地法第5条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。 証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は改めて農地法第5条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。 その届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができるものです。 また、届出書に添付すべき書類で買受適格証明願に添付して提出された書類については、届出書にその旨を記載して省略してよいことになっています。

	それでは、本件の内容説明に移ります。 お手元の送付資料 7 ページの報告書、8 ページ及び 9 ページの整理番号 1 及び 2・3 の案内図、それから本日お配りした参考資料をご覧ください。 それでは、報告に移ります。 7 ページの番号 1 と、8 ページの整理番号 1 の案内図及び整理番号 1 の参考資料①②をご覧ください。 本件は、[REDACTED] の、報告書に記載の対象地について、公売が実施されており、実施機関である東京国税局から、入札に参加するに当たり、農地を買い受ける資格である「買受適格証明書」の提出が求められています。当該土地について、報告書に記載のとおり、1 名の入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。 続きまして、7 ページの番号 2, 3 と、9 ページの整理番号 2・3 の案内図及び整理番号 2・3 参考資料をご覧ください。 本件は、[REDACTED] の、報告書に記載の対象地について、競売が実施されており、実施機関である横浜地方裁判所から、入札に参加するに当たり、農地を買い受ける資格である「買受適格証明書」の提出が求められています。当該土地について、報告書に記載のとおり、2 名の入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。 当該地は、いずれも市街化区域に位置していることから、届出案件になります。 今後は、公売、競売の落札者から改めて届出が出されるため、その際は改めて本総会で報告します。 以上で、報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。裁判所公告の物件目録で、法人名は書かれていますが、「所有者 A」となっている箇所があります。これは個人名の場合で、個人情報保護の観点から、このように記載されているのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。恐らく個人情報保護の観点からだとは思いますが、その差異については、明確に確認できておりませんので、裁判所に取り扱いについて確認して、来月の総会にて、ご報告させていただきます。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。ここでは所有者 A としかわかっていないのに、報告第 30 号の表の中には所有者名が記載されているのは、どこからの情報でしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。この申請の際に、添付書類として土地の登記事項全部証明書の提出が要件となっているため、そこに記載されている土地の所有者と記載させていただいております。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。

議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを11月30日(火)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告1 参考資料」の案内図のとおりです。 ①の■■■■の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は■■■■から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②■■■■については、現状の変化はなく、 ③■■■■所有地については、違反転用者に対し、是正計画を立てるよう指導するとともに、パトロール当日の午後に土地所有者とともに現地で指導を行ったところ、違反転用者からは3年後に退去する旨の誓約を取り付けているところです。 今回の農地パトロールは、年明けの2月に予定しております。対象の委員は、3番石澤委員、4番市川委員、5番小泉委員にお願いします。 日時、集合場所等につきましては、後日調整させていただき、ご案内いたしますので、よろしくお願いします。 諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 12月9日(木)に予定していた第8回目の実践活動は、雑草が繁茂していなかったことから、和田会長と協議し、活動を中止としました。 1月の実践活動の予定は、1月6日(木)に、第9回目の実践活動を予定しておりましたが、先日現場確認したところ、雑草の繁茂状況が特段お集まりいただく程度のものでなかったことから、和田会長と協議した結果、1月の作業も中止とさせていただきます。 なお、次の活動日は、2月10日(木)になります。 Cグループの皆様、飯田委員、石澤委員、市川委員、落合委員、三橋委員は、ご協力の程よろしくお願いいたします。 当日は、手広の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃まで

	の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、2月14日(月)に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 最後に、諸般の報告3、1月総会の日程についてです。 次回は、1月26日(水)15時30分から、市役所第3分庁舎1階講堂で開催します。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第9回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 3番	石井 一英
議事録署名委員 4番	市川 幸子

※追加の周知事項として、令和4年1月からの農業者年金加入条件の変更について
と、地域農業者への周知依頼を事務局が行った。